

実施方針(案)に対する質問内容及び回答一覧表

No.	頁	1	1.1	(1)	1)	①	a	項目等	質問内容	回答
1	1	1	1.1	(1)				事業の目的	地元企業の参画により地域経済の活性化に資することを期待するとありますが、地元とは大館市内を指すのでしょうか。	地元企業とは、実施方針(案)P.10,11に記載のとおり、本店、支店又は営業所の所在地が本市内にある企業のことを指します。
2	12	2	2.3	(2)	2)	①	d	入札参加者の備えるべき参加資格要件	P12の参加資格要件(①設計業務を行う者)において、「d.入札書類の受付日までの期間に延床面積1,500㎡以上で、完工した公共施設等の実施設計業務の実績を有すること。」と記載されており、参加資格を有する者が絞られると思いますが、 <u>公共施設等</u> に含まれる範囲を具体的にご教示下さい。市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等の補助事業は含まれますか。	公共施設等とはPFI法第2条に規定する施設(建築物)を指し、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業等の補助事業による建築物も含まれます。
3	12	2	2.3	(2)	2)	①	d	設計業務を行う者	JVで設計業務を行った場合、その出資比率を何%まで実績として認めるのでしょうか。	代表者として参加したJVの設計業務の実績については可とします。
4	12	2	2.3	(2)	2)	①,③		入札参加者の備えるべき参加資格要件	①設計業務を行う者と③工事監理業務を行う者は、参加要件を満たす同一の企業、または複数の企業でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	13	2	2.3	(2)	2)	③		工事監理業務を行う者	JVで工事監理業務を行った場合、その出資比率を何%まで実績として認めるのでしょうか。	代表者として参加したJVの工事監理業務の実績については可とします。
6	13	2	2.3	(3)	1)			事業者選定委員会に関する制限	本事業の事業者選定委員会の委員と資本面または人事面において関連がある者は代表企業、構成企業、協力企業にはなれない、とあります。選定委員については3月上旬頃公表予定の実施方針にて明らかになるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	22	8	資料1					No.3税制リスク	税制改正で消費税等が事業期間中に変更になった場合の負担者は、大館市で宜しいでしょうか。	各業務の実施期間中に消費税等の税制の変更により、事業者側の負担が増加した場合、当該業務に関する増加分については本市の負担とします。